

はたらく女性の全国センター 総会テーマ

## RE:「私」をつないで帆を上げよう 互いに生きのびられるACW2で

2020年2月15・16日 オリンピックセンター

# はたらく女性の全国センター ACW 2 第14回定期大会 議案書

●場所 国立オリンピック青少年総合センター

### スケジュール

### ●2020年2月15日 (土) @センター棟405号室

13:00~開場

13:30~ 開会あいさつ ナガノ ハル(共同代表)

アイスブレイク

パネルディスカッション「パラレルキャリアの闇~女性の貧困を解剖する」

- ・仕事のかけもち(副業)アンケート結果報告 飯島裕子さん (ACW2運営委員)
- ・訪問介護の現場から 藤原るかさん (ホームヘルパー)
- ・非常勤講師の現場から アニータさん (非常勤講師)
- ・セックスワーカーの現場から 要友紀子さん (セックスワーカーが安全・健康に働けることを目指すグループSWASH) 会場からのコメント 会員の声コーナーなど

17:00~自由時間 夕食休憩

18:30~21:00 **分科会** センター棟405号室 性と自分を話す会(登録パバー限定 305号室) 介護の会、非正規シングル女性の会、がん患者と就労問題を話す会 ほか

### ●2月16日(日)

10:00~開場 @センター棟304号室

10:30~12:00 **映画上映と対話ワーク** 「メトロレディーブルース」総集編

12:00~自由時間 昼食休憩

| 13:30~|5:30 | 定期総会 @センター棟305号室

☆2日間通して 販売・リサイクルコーナーあり

### パネルディスカッション 「パラレルキャリアの闇~女性の貧困を解剖する」

### パネラー紹介

### ▶仕事のかけもち(副業兼業)アンケート 報告 飯島裕子さん

ノンフィクションライター、ACW2運営委員。東京都生まれ。一橋大学院社会学研究科修士課程修了。大学卒業後、専門紙記者、雑誌編集を経てフリーランスに。人物インタビュー、ルポルタージュを中心に「ビックイシュー日本版」等で取材、執筆を行っているほか、大学で講師を務めている。著書に「ルポ若者ホームレス」(ちくま新書2011年)、「ルポ貧困女子」(岩波新書2016年)などがある。

#### ▶訪問介護の現場から

#### 藤原るかさん

ホームヘルパー。1955年生まれ、東京都内の訪問介護事業所の登録ヘルパー。「共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク」主宰。著書に「介護ヘルパーは見た 世にも奇妙な爆笑!老後の事例集」「介護ヘルパーはデリヘルじゃない 在宅の実態とハラスメント」(いずれも幻冬舎)。

#### ▶非常勤講師の現場から

### アニータさん

1980年、広島生まれ。首都大学東京大学院博士後期課程修了。 2013年から大学で非常勤講師を始め、毎日違う学校に通っている。日によっては二校を訪れる日もある。 どこに住んでも便利ではないため、通勤時間が長い傾向にある。そのため、かつては乗り鉄だったが、電車に長時間乗らなくてよい生活を心から願っている。 今年度は半期に10コマを担当していたが、常に担当コマ数は流動的である。

#### ▶セックスワーカーの現場から

#### 要(かなめ) 友紀子さん

1999年、性風俗で働く人々の健康と安全のために活動する団体 SWASH(SexWork And Sexual Health)に参加。2005年から SWASH 代表。SWASH では、労働実態調査、性感染症予防啓発等のアウトリーチ、ホットライン、ピアエデュケーション、オーナー・保健師・アドボケーターの研修、世界各国のセックスワーカー団体とのネットワーキング等、様々な活動を行なってきている。著書に「セックスワーク・スタディーズ 当事者視点で考える性と労働」(SWASH 編、日本評論社、2018年)等。

### 夜の分科会 ご案内

### ◎非正規職で働くシングル女性の会

パートやアルバイト、派遣や契約等、非正規雇用で働くシングル女性の悩みや不安を、 みんなで話しませんか?

### ◎介護の会

超高齢化社会が現実のものとなってきました。介護は高齢者だけではなく、その子どもの問題としても 深刻な社会問題となっています。

「8050問題」とは、80代の親を50代の子どもが支えなければいけないような現実です。 介護保険制度は崩壊の危機です。世代を超えて一緒に考えませんか?

### ◎がん患者と就労問題

### ◎性と自分を話す会

メンバーは登録制です。

◎そのほか、話したい話題で分科会も OK です。

### 議 決1

### **2019 年度 活動報告** (2019 年 1 月~12 月)

21 名の新会員一人ひとりを歓迎します。

■会員数 正会員 372人 (うち2019年中の新規入会21人 退会29人) サポーター会員 61 団体・個人 (新規入会1 退会1)

### 1主催企画

■定期大会 2019年2月16、17日 @国立オリンピック記念青少年総合センター 実数で会員39人、非会員11人。計50人参加。

1 日目 ビジョンワークショップ 「私」のきっかけから 3 年後 第 13 回総会参加者 会員 24 人 非会員 1 人 計 25 人 規約改正 名称「はたらく女性の全国センター」、目的ほか改正

2日目 分科会(午前) 会員29人 非会員4人 計33人

第1分科会 非正規シングル女性(担当 茂木直子)

第2分科会 介護する人介護を必要とする人」(担当 伊藤みどり)

第3分科会 非正規公務の問題について考える(担当 瀬山紀子)

第4分科会 セクマイの会 (担当 きなこ)

第5分科会 からだほぐし (担当 ちあき)

第6分科会 「女性自立」「女性活躍」とフェミニズムを考える(担当 要友紀子)

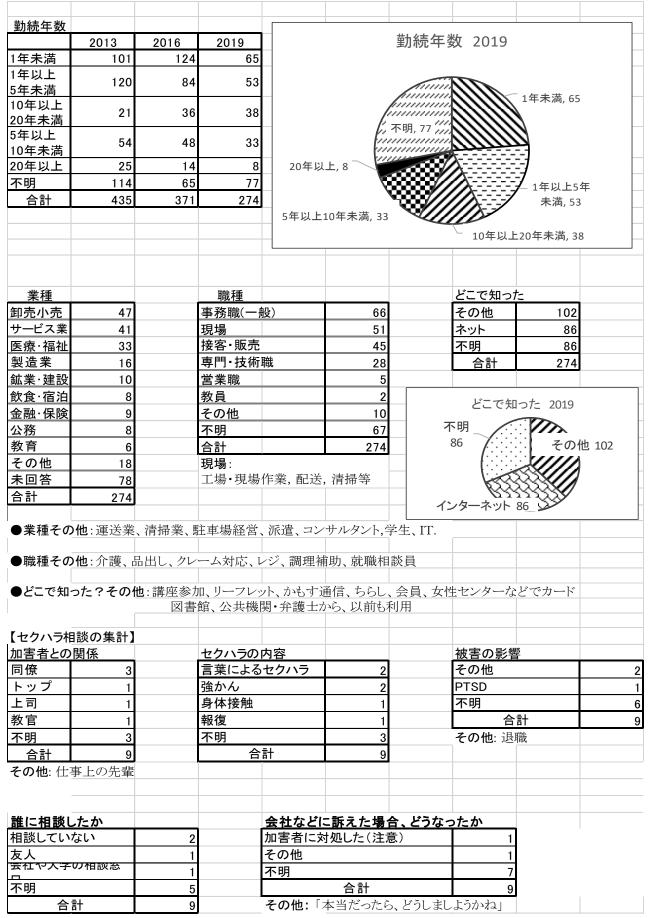
特別講座(午後) 「女の自立を問い直す連続講座」最終回

介護保険と自立支援を問い直す 山根純佳さん(実践女子大) 会員 27 人、非会員 6 人 計 34 人

### ■ 働く女性のホットライン

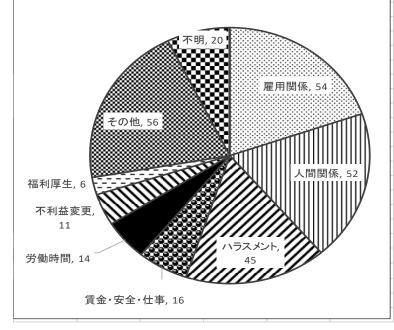
- ・ボランティア相談員により 5 と 0 のつく日に通年で実施。報告は別表 開設日 107 日(5・0 のつく日+福岡WWV第 1~4 日曜日)。相談件数 274 件。
- ・ホットライン振り返りの会
  - ・5月19日・8月25日・11月23日 のべ15人

#### 働く女性の全国ホットライン2019年報告 2019.1.1~12.31 \*毎月0と5のつく日 平日18時~21時、土日祝14時~17時。他に第1~4日曜日(WWVが担当) \*担当団体の名称(活動地域):ACW2:働く女性の全国センター事務所(東京)/ WWV:ワーキング・ ウィメンズ・ヴォイス(福岡) / いこる:働く女性の人権センターいこ☆る(大阪) / 女のユニオン にいがた (新潟) \*相談件数274件 **担当延べ人数**: ACW2東京68人、WWV86人、いこ☆る31人、新潟16人。 \*HL振り返りの会 年4回 @東京事務所 福岡・いこ☆るWEB参加あり。各団体に報告し共有。 【相談まとめ】 年代 年代 2019 2013 2016 2019 10代 20代,39 39 21 12 20代 30代 77 71 51 108 130 76 40代 60代以上, 80 50代 104 84 16 60代以上 16 10 15 不明 87 55 40 合計 435 371 274 地域 2019 北海道 6 51 東北 関東 79 雇用形態 2019 北陸 12 中部 短時間パート 78 近畿 24 正社員•公務員 49 46 関西 フルタイムパート 25 2 中国 登録派遣 2 四国 無職 九州 アルバイト 沖縄 0 契約社員 不明 42 請負•委託•嘱託 公務非常勤 合計 274 その他 12 不明 **3**9 20 30 40 50 60 70 80 90 雇用形態 2013 2016 2019 パート 短時間 82 64 78 正社員•公務員 117 77 49 フルタイムパート 39 25 31 登録派遣 30 16 25 無職 11 22 17 アルバイト 17 13 10 契約社員 38 44 8 請負·委託·嘱託 7 15 公務非常勤 15 4 6 その他 21 12 30 不明 73 40 39 合計 435 274 371 その他: 寄り添いネット、元正社員、相談内容からは特定できず、 委託訓練生、これから就職、定年後の再雇用、自営業



相談内容								
		201	3	201	6	201	9	
	相談内容	小計	計	小計	計	小計	計	
雇用関係	その他雇用関係	14		17		16		
	雇用不安	17		12		15		
	解雇・雇い止め	37 77	11	45	16	54		
	退職できない	5		0		3		
	退職勧奨	4		5		4		
人間関係	その他人間関係	93	93	96	96	52	52	
	暴言	(暴力1)24		24		11		
	いじめ	29		23		19		
ヘラスメント	セクハラ	44	108	12	68	9	45	
17/1/21	無視	2		2	08	3	70	
	仕事過重	5		3		2		
	仕事干し	4		4		1		
賃金·安	仕事内容	9	15	20	25	9		
貝並·女 全·仕事	労災·安全·衛生	3		3		5	16	
<u> </u>	低賃金	3		2		2		
	有給休暇	5	5 8 2 1	4	20	6		
	ての他労働時间・体			7		3		
労働時間	サービス残業	2		5		3	14	
	減給	1		3		1		
	長時間労働	5		1		1		
	時間・休日の変更	4	17	0	8	2		
不利益変	職務の変更	4		2		1	11	
更	雇用形態の変更	1		2	5	2	·· [	
	その他不利益変更	8		4		6		
	出産・育児	10		2		1		
福利厚生	病気・休職	12	25	2	10	1	6	
	社会保険	2		3		3	ŭ	
	その他福利厚生	1		3		1		
その他		59		80		56		
不明		20		19		20		
	合計	43	5	37	1	274	l .	





#### その他:

障害者雇用、円満退職したい、今後の生き 方・働き方について、就職へ向けて気持ちの 切り替え、適性、転職、退職、就活、DV, 婚 活、安心安全な住宅確保,、消費税, 求職、 報告,訓練校,労組,正社員になりたい、生活困窮、レイプ、不安,訪問介護,人手不足, 労働契約法の無期転換 不利益変更, 自営 業におけるトラブル, 家事と育児の両立, 役所 対応への不満、夫の転職について、、HLつい

### 【働く女性の全国ホットラインの特徴】

- \* 電話の受け手: 現在4地域
- \* 通話料無料
- \* 相談者の事情や気持ちをじっくり聴き 必要に応じて情報提供。

### ■相談員トレーニング

講師:高山直子(カウンセリング&サポートサービス N) / 伊藤みどり(ACW2)

1月~10月 毎月第2金曜日 新規10人、補講7人申込 1月9人、2月9人、3月7人 4月9人、5月8人、6月9人、7月9人 8月6人、 9月8人、10月7人

延べ 81人 修了者5名

12月 次年度参加者募集 満員で締め切り 新規10人 補講7人

### ■仕事のかけもち(副業兼業)アンケート プロジェクト

- ・4月~ アンケート検討会 数回
- ・7月~ 回答者へのインタビュー 数回実施
- ・5月10日 Yahooニュースに飯島裕子さん記事配信 副業の実態は「仕事の掛け持ち」 副業アンケート 127 通 回答あり
- ・6月12日 ウェブ「現代ビジネス」に竹信三恵子さん記事配信、 photo by iStock 「生活費補填のためにキャバで働く」から見えた副業社会の危うさ で、仕事のかけもちアンケートが取り上げられる
- ・9月15日 女性労働問題研究会にて 飯島裕子さん かけもちアンケートについて報告

### ■ はたらく女性の分断に橋を架ける プロセスワーク ワークショップ合宿

・10月 26,27日@三浦市 民宿はら 約20人参加 ダヤ講師

### 公益財団法人

## 草の根事業育成財団 2019年助成事業

### ■対話の土壌をかもすワークショップ

- ・5月18日 100年ビジョンワークショップ 8人
- ・6月4日・8月15日・9月6日・10月3日・11月7日・12月5日 企画会議
- ・7月27日 今年度 第1回「怒りそして対立1」 11人(うち非会員1名)
- ・8月31日 第2回 第2回「怒りそして対立2」 6 人
- ・9月21日 第3回 第3回「対立を激化させず変革につなげるには」 8人
- ・11月16日 第4回 第4回「固定観念、差別 偏見について」 8人
- ・12月21日 第5回 大5回 固定観念、差別と偏見を正す」 8人

ワークショプ延べ参加者 49人



### 2 小グループ活動

- ・ちまちま手仕事の会 毎月1回 12回 のべ56人
- ・性と自分を語る会(旧セクマイの会、クローズド) 5回 のべ30人
- ・読書会『チャブズ』5回 のべ19人 『不平等の再検討』(アマルティア・セン著) 4回 のべ15人 『フェミニズム理論~周辺から中心へ』(ベル・フックス著)2020年1月~ 7人
- ・介護労働者グループ

「介護の社会化」が言われて 20 年目 国の介護保険政策の予算は、どんどん削減され、介護労働者の中でもホームヘルパーの求人倍率 13 倍、要支援 1、2 を市区町村の総合事業に移行したばかりか要介護 1.2 を介護保険から外そうという動き。このままでは超高齢化社会を前にして介護保険制度が崩壊する危機に。全国の仲間と呼応して大きなうねりになり、押し戻している。

ケア労働者交流会 全国一般南部と藤原るかさん、ACW2 の会員の介護労働者 6月 29日 高齢者・障害者・介護労働者が共に生きるために

「介護労働者権利宣言を作ろう」集会 85名 賛同団体となる

11月1日「介護保険制度は労働基準法を守れない」国賠訴訟提訴 記者会見

11月25日 厚生労働省、財務省 交渉 実行委員会 30人 賛同団体となる

1月14日 「介護保険制度の改悪を許さない」院内集会 賛同団体となる

1月20日 「ホームヘルパーの乱 ホームヘルパー国賠訴訟

第1回 東京地裁 70人 院内集会 70人 ホームページに情報 掲載 閲覧 1095人

### 3 連携・連帯行動・講師派遣

2019年

- ・3月8日 ウイメンズマーチ参加
- ・3月9日・4月20日 ケアワーカー交流会

- ・3月12日 女性ユニオン東京 マタハラ事件 労働委員会審問 傍聴
- ・4月23日 女性ユニオン東京 マタハラ事件 控訴審 傍聴
- ・5月4日 「中日新聞、東京新聞、北陸新聞 どうなるどうする労働組合」参加
- ・5月11日 川崎スクラム21で「たたかいつづける女たち」上映 (川崎の男女共同参画を進める会主催) 25人
- · 5 月 24 日 介護労働学習会講師 伊藤

(全国一般労働組合東京なんぶ ピアサポート・北分会主催)

- ・5月25日 ケアワーカーの集会実行委員会
- ・6月29日 「介護労働者権利宣言を作ろう」集会 参加
- ・7月13日 女性の健康と安全のための支援教育センター

「ケア労働とジェンダー」講師 伊藤

・7月20日 横浜市男女共同参画センター 「しごとと暮らしのセーフティ講座」 労働法と対話のワーク 講師派遣 ナガノ、伊藤

- ・8月17日 ケアワーカー交流会
- ・9月22日 「女性」から考える非正規公務問題シンポジウム 瀬山さんなど
- ・11月9日 介護総がかり行動(集会) 120人
- ・11月25日 介護保険制度改正について、財務省・厚生労働省交渉 実行委員会 40人
- ・11月28日 女性ユニオン東京 マタハラ事件 高裁で逆転敗訴 報告集会に参加 2020年
- ・1月14日 「介護保険制度の改悪を許さない」院内集会 賛同団体となる

### [その他受入れなど]

- ・3月 韓国からの留学生 C さん取材~ACW 2の歴史について
- ・横浜市男女共同参画推進協会企画 非正規職で働く人の生活を支える制度集 監修等協力

### 4 活動を支える活動

- 3月23日 ビジネスミーティング 6人
- ・4月21日 ビジネスミーティング 4名
- ・5月26日 ビジネスミーティング 5人
- ・6月16日 オープンミーティング 運営委員8人 会員2人
- ・7月19日 ビジネスミーティング 7人
- ・8月25日 ビジネスミーティング 7人
- ・9月21日 オープン&ビジネスミーティング 運営委員5人 会員3人
- 10月18日 ビジネスミーティング 5人
- ・11月16日 ビジネスミーティング 5人
- ・12月14日 オープンミーティング 運営委員5人 会員1人
- \*みんなの日程調整がむずかしく、出席が少ない月があった。

- ・8月 草の根助成財団の助成決定、面接受ける
- ・パブリックリソース財団より 株主優待券 寄付受ける
- ・助成金申請の打ち合わせ・作業等 (申請したが落選も1件あり)
- ・事務所共同作業日 毎月1回、事務担当が週に3日程度詰めて事務・会計作業 運営委員の仕事の分担が上手くできず、事務負担が特定の個人にかかることがあった。 財政難から事務作業や相談を受けるボランティアの交通費が支払えなくなった。

### 5 広報活動

- 「かもす通信」 年 4 回 (4 月、6 月、9 月、12 月 第 43 号~第 46 号) 制作は毎回別の担当チームで、「だれでもできる」を目指して行う 編集 延べ 9 人、46 号は会員 2 名も参加 会員ボランティアによる印刷発送作業 延べ 1 2 人
- ・ホームページ
- ・ツイッター
- ・フェイスブックグループ
- ・メーリングリスト等々の更新、運営

## 議 決2

### 2019年度決算報告

2019年1月1日~2019年12月31日

(単位:円)

2019年1月1日~2019年12月	1			(単位:円)
科 目 ————————————————————————————————————	予算額	決算額	予算差異 —————	摘要
正会費	1, 000, 000	1, 142, 000	-142, 000	
サポーター会費	100, 000	77, 000	23, 000	22 団体・個人 未支払い38 団体・個人
寄付金	850, 000	636, 157	213, 843	うち GIVE ONE 154,275円
新規助成金	0	192, 000	-192, 000	草の根事業育成財団
講座収入	200, 000	221, 800	-21, 800	相談員トレーニング(講師と折半 100,000 円+30,000 円)かもす講座(91,000 円)
雑収入	200, 000	20, 080	179, 920	かもすブック、命パンフ、誰でも学べるワ ークブック
受取利息	0	0	0	
レッドマリア貸出料(収益分)	0	0	0	
繰越金	336, 245	336, 245	0	
山上映画貸出料(収益分)	30, 000	12, 000	18, 000	1 回分
【収入合計】	2, 716, 245	2, 637, 282	78, 963	
会議費	50, 000	47, 900	2, 100	定期大会会場負担分
広告宣伝費	70, 000	147, 227	-77, 227	インク代 37746×3本 42791×1本
旅費交通費	500, 000	190, 650	309, 350	定期代8か月分×11630円 講師1000円× 10回 拡大3回
通信費	400, 000	341, 930	58, 070	ヤマト通信発送、カンパ御礼ハガキ、請求書発送
電話料金	90, 000	82, 052	7, 948	NTT ファイナンス 電話基本料金 ひかり 電話 2 台分
光熱費	50, 000	49, 024	976	電気代
家賃	411, 600	413, 400	-1, 800	家賃 34750 円
消耗品費	150, 000	134, 108	15, 892	アスクル お菓子
事務用品費	20, 000	1, 338	18, 662	
雑費	95, 000	67, 784	27, 216	労働新聞 3780 円 ごみ処理券 有料アンケートシステム費
リース料金	178, 200	174, 960	3, 240	複写機
支払手数料	10, 000	5, 756	4, 244	
人件費	0	0	0	

講師謝金	80, 000	38, 000	42, 000	連続講座
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	0	0	
予備費	11, 445	0	11, 445	
フリーダイヤルホットライン	600, 000	486, 568	113, 432	東京、大阪、福岡、新潟
レッドマリア経費	0	0	0	
レッドマリア・マージン支払	0	0	0	
助成事業 研修費	0	192, 000	-192, 000	研修合宿
山上映画マージン支払	0	0	0	
【支出合計】	2, 716, 245	2, 372, 697	343, 548	
当期収支差額	0	264, 585		

年 月 日 上記のとおり、報告いたします。

会	計	伊藤	みどり

会計監査の結果、適正に処理されていたことを認めます。

会計監査	浅井真由美	田中かず子

※上記決算に含まれないものに、事務局作業通勤のための4ヵ月分交通費46,520円、ホットラインボランティア相談員交通費約10万円、運営委員会議出席のための交通費約80,000円等があることを記録しておきます。(ACW2運営委員会)

## 議決3 2020 年度 活動計画 (短期ビジョン)

### 《1年ビジョン》

Re:「私」をつないで帆を上げよう 互いに生きのびられるACW2へ

### 1. 「つぎはぎ」でも生きられる知恵の交換

当事者自身が自己選択、自己決定し、国の政策に抗議しつづけること自らが生きのびるために助け合うことを、どうやるのか。個人ではなく「社会的な障壁」を問題にし、誰にもある潜在能力を生かしあい、賃労働だけではないオルタナティブな助け合いをどう作るか? と言ったものの・・・ 昨年は、知恵の交換活動を深めることがあまりできませんでした。そこで継続して取り組みます。

- 会員が互いに生活を助け合う事業、情報の収集と提供 生存権の拡充 お得情報を集めて伝え合い、そこそこ生きられる知恵の交換を
- ・お金がない時に 生活保護の使い方 市役所の福祉のあれこれ 融資
- ・食べ物に困った時 セカンドハーベスト 物々交換 マイクロクレジットの活用
- ・身近な人が障害を持った時 手続きのすべて
- ・病気になった時 病気の情報を得るには、社会保障制度を使い倒すには。
- ・失業した時 失業保険、ハローワークの使い方、職業訓練校の種類 使い方
- ・親の介護の時、介護が必要になった時 知って得する制度の使い方
- 子育てに困った時 育児休業、保育園入園
- ・住宅問題に困った時 単身者、親との同居、シェアハウス
- 地域通貨による助け合い実験 まず ACW2 の活動ボランティアから通貨にできないか、検討

### 2. キャンペーン

副業・兼業(仕事のかけもち)問題の見える化 に 2019 年は注力しました。 「週3日の賃労働でも生きさせろ!」の要望をさらに現実的なものにするために、 はたらく女性の視点から、最低賃金運動を見直す場をつくります。

### 3. 相談員トレーニングとホットライン

### ホットラインの担い手を増やす。交通費補助など

- ◎相談員トレーニング 10回
- ① 電話相談ボランティア募集と相談員入門説明会
- ② ホットライン振り返りの会相談の状況や対応等について情報交換し、背景や受け方などについて認識を共有
- ③ ホットライン分析と、労働政策の要望まとめ
- ④ 相談員が相談の受け方の基本を復習できる「ホットラインマニュアル」作成に向けて 労働情報のみならず生活情報を集めていく

### 4. ACW2 の活動を伝える、「かもす」活動

- ・対話の土壌を「かもすワークショップ」 引き続き実施 会員同士がつながるツールに。進行役の担い手を増やします。
- ・分断に橋を架ける 対立、葛藤に向き合う
- 「命パンフ」(100年ビジョン)の販売促進 および 活用ワークショップ

### 5.「たたかいつづける女たち」上映活動協力

### 6. 会員の小グループ活動促進

- 「介護労働者グループ」「性と自分を話す会」など当事者の自主活動を推進
- 読書会
- ちまちま手仕事の会
- ・会員の自発的なテーマによる自主的な活動に場を提供し、交流を促進 たとえば、お花見などの季節イベント、海外調査旅行企画、 など

### 7. 運営を支える活動

- 新会員の現状や希望を聞き取ることに努めます。
- お金がない、人手がない、ないない問題について100年の長期ビジョンを念頭に置き、交代可能な組織づくりと課題解決にむけて、

ていねいな議論を継続します。役割を分担し、一人ひとりの力が発揮できるよう努めます。

- ・組織のなかで起きる問題について運営委員会の中で話し合うことをあきらめない。
- 発案者が主宰し自主的に活動することを大切にする。
- ・会員相互にも存在する力の強弱に配慮し、活発な議論と合意形成を重視していきます。
- (1) 毎月1回の運営委員会とオープンミーティング(6月、9月、12月)
- ②財政再建活動

会員をふやす、ACW2 グッズの開発・販売、寄付のお願い、助成金獲得など

③法人化の検討

### 8. 広報活動

- 「かもす通信」の発行 年4回 (3月、6月、9月、12月)
- ・ ホットラインカードの配布
- ホームページのリニューアル更新
- ・SNS (フェイスブックページ、ツイッターアカウント) の活用
- イベントなどの際に積極的に、友人や知人にできる範囲で押し付けがましくない声がけ
- ・ マスメディアとの積極的な関わり がんばっているメディアの人への応援

### 【総会討議資料】 働く女性の全国ホットラインについて

・2007.7 通話料無料フリーダイアルのホットラインとして発足。

毎月6回5・10日の3時間(平日18時~21時、土日祝14時~17時) 開設。

全国各地の女性ユニオン、フェミカン、女性グループなどの共同事業。

3年間は年間100万の助成金獲得。報告書作成。その後はカンパで運営。

最多期は15グループが複数で担当。

相談件数:2013:415件。2017:400件。あとは300件台で推移。

・2019 年開設日 107 日 (5 と 0 のつく日+福岡WWV第 1~4 日曜日)。相談件数 274 件。 担当グループ:

ACW2 働く女性の全国センター事務所 >東京(2 回線 担当一人の場合は1回線。 2019年は46日のうち18日が1回線。

WWV: ワーキング・ウィメンズ・ヴォイス>福岡。毎月第1~4日曜日1回線。 同時に、団体の電話相談(通話料有料)1回線開設。

いこる:働く女性の人権センター いこ☆る>大阪。毎月1回2回線。

女のユニオン にいがた>新潟。毎月1回1回線。

相談を受けるに当たって大切にしていること:

相談者の事情や気持ちをじっくり聴き、必要に応じて情報提供。相談者の選択や決断を信頼。 振り返りの会を年4回開催。最新提供情報や対応について検討し各地で共有する。

- ■ACW2財政難による運営困難という問題
- これまでの形態では存続が難しい。決算書参照。

2019 寄附サイト GIVE ONE を通してのホットラインへのカンパは 154,275 円。

12月のビジネスミーティングで暫定措置として、2020年4月よりすべて1回線で行うことに決定。

- 12月ビジネスミーティングで出た意見:
  - \*ラインで電話がかけられるようにできないか。
  - \*スカイプの利用は? >地方ではパソコンを使っていない人も多いのではないか。
  - \*2回線を通話料無料と有料の2本で開設し、経済的に余裕のある人は通話料負担をと呼びかける。 相談者が電話で相談電話番号を無料プランに登録すれば、通話料無料で利用できるのでは。 通話料有料をメインにし、無料は経済的事情のある方用、とする。

0120 ではなく 0570 で受ける方が費用は少なくて済むのでは。

- \*事務所を共同で借りている団体は外国人相談の団体。都から助成金で相談を受けている。 他にはない相談の受け方、と高評価のホットライン。助成金での運用ができないか。
- \*実際に電話がつながっている件数より、ニーズは多い。

## **議決 4** 2020 年度 予算

収入科目	当初予算額	
正会費	1, 450, 000	250×12 か月=3000 円基準、5000 円 10000 円 年
サポータ. 通信会費	150, 000	3000 円×50
寄付金	700, 000	0
新規助成金		
講座収入	400, 000	相談員トレーニング(会員3万円非会員5万円) かもす連続講座
雑収入	100, 000	命パンフ かもすブック
受取利息		
繰越金	264, 585	
【収入合計】	3, 064, 585	0
会議費	50, 000	定期大会
広告宣伝費	189, 800	インク 4 本×34950 円 リーフ・かもすブック 50,000
旅費交通費	550, 000	ボランティア交通費
通信費	400, 000	クロネコヤマト ハガキ、等
電話料金	85, 000	電話 2 台 基本料金
光熱費	50, 000	電気代
家賃	417, 000	家賃 34750 円×12 か月
消耗品費	140, 000	講座お菓子 アスクルなど
事務用品費	20, 000	
<b>雑費</b>	80, 000	労働新聞、賛同費 広告料 ドメイン更新など
リース料金	320, 292	14,391×12 49,200×3 (保守料金)
支払手数料	10, 000	
人件費		
講師謝金	40, 000	
予備費		
フリーダイヤルホットライン	400, 000	東京、大阪、にいがた、福岡 各1回線
レッドマリア経費		
レッドマリア・マージン支払		
助成金事業費		
繰越金	312, 493	
【支出合計】	3, 064, 585	0

### はたらく女性の全国センター(ACW2) 規約

### ◎前 文

### ACW2 長期ビジョン =100年を見通して=

(2012年作成、2017年改訂)

#### (1)「はたらく」定義

労働者という肩書きは女性たちにはよそよそしい。 なぜなら、女性たちは肩書き抜きに、はたらいてき たからだ。

私たちにとって「はたらく」とはなにか。

はたらくとは、キャリアを積み上げることではない。はたらくとは、命を支えることだ。

賃金が支払われる労働だけではなく

家事・育児・介護・社会活動・趣味など

自分を支え、人を支え、命を支えるあらゆる営みで ある。

### (2)団体のありかた

誰かを蹴落とすこと、優位に立つことを求めるので はなく

従属や支配ではない、

尊重をもとにした関係を作り出すことを、

私たちは目指す。

私たちは、命の側に立ち、

人びとの前に、女性たちの前に立ちはだかる

搾取・差別・偏見・欺瞞に抵抗する。

抵抗することに疲労を覚える時は、

休み、涙し、力を与え合い、笑う。

#### (3)女性の分断をこえる

女性はいまだに、分断されている。

独身か既婚か、パートか正社員か、病気か健康か、はたまた。

権力が私たちを引き裂く。私たちもまた、

立場の違いによって相手の声に耳をふさぎたくなることもある。

だが、引き裂かれた裂け目に、私たちは橋を架ける。

意見の違いを認め、対話することをあきらめない。 それは互いを遠ざけ合うためにではなく、 すべて橋を架けるため。

#### (4)私たちの姿勢

いつの日か

おんなであること、はたらくことが、

搾取や差別や暴力の対象や温床となるのではな く、

与え合うこと、豊かにし合うこと、

平和を生み出すものとなるために。

その日まで、私たちは休みながらも歩むことを、ここに記す。

#### \*女性=性自認が女性である人

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この団体は、はたらく女性の権利を守り、ひとりひとりがその人らしく、安心して文化的な生活を営めるように、性差別、暴力や抑圧、搾取のない社会を実現することを目的とする。

(名称)

第2条 団体の名称は、「はたらく女性の全国センター」(略称 ACW2)とする。

(事業)

第3条 この団体は、次の事業を行う。

- 1. 働く女性の全国ホットラインによる相談事業
- 2. 調査研究、政策提言活動
- 3. 共育ワークショップ、講座事業
- 4. 生活の支え合い事業
- 5. 情報提供、ネットワーク連携事業
- 6. 女性アクティビスト/ユニオンサポート事業
- 7. 会員交流・表現活動支援事業
- 8. その他、団体の目的達成に寄与する事業

(所在地)

第4条 この団体の事務所を、東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3Fにおく。

### 第2章 会員

(正会員)

第5条 正会員は、本規約に賛同する個人によって構成される。

1. 正会員は、団体の目的に賛同する女性(性自認が女性の人を含む)とする。

(平等の原則)

第6条 会員はいかなる場合も平等に取り扱われ、国籍・宗教・思想・信条等によって会員としての資格を奪われない。

(会員の権利)

第7条 会員は平等に以下の権利をもつ。

- 1. 規約に基づき、自由に意見を表明し総会の議決に参加する権利
- 2. 団体に活動の報告を求める権利
- 3. 処分等に対して異議申し立てを行う権利

(会員の義務)

第8条 会員は次の義務を負う。

- 1. 規約および総会の決議を守り、団体の発展に努める義務
- 2. 会費を納入する義務

(入会及び会費)

第9条 正会員として入会しようとする個人は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、承認は運営委員会で行う。

- 2. 正会員は会費を納入しなければならない。但し生活困窮者は、運営委員会の承認のもとに免除の申請を 行うことができる。個人会費については、総会で決定するものとする。
- 3. 前各項に関し、必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(正会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - 1)退会したとき。
  - 2)死亡した時。
  - 3)2年以上免除申請なく会費を滞納した時。
  - 4)除名された時
- 2. 退会しようとする者は、退会届を運営委員会に提出することにより、任意に退会することができる。
- 3. 正会員が団体の規約に違反した場合、又は、この団体の名誉を傷つけ、もしくは目的に反する行為をした場合には、その会員を総会の決定により除名することができる。
- 4. 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て運営委員会が別に定める。

(賛助会員)

第11条 この団体にサポーター会員をおく。サポーター会員は議決権をもたない。

(サポーター会員の会費)

第12条 サポーター会員の会費は、総会で議決するものとする。

(会費などの不返還)

第13条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第3章 役員

(役員構成)

第14条 次の役員を置く。役員は、別に定める運営委員細則に基づき公募、推薦の上、総会において承認を得る。1. 共同代表 2名~3名以内

- 2. 事務局長 1名
- 3. 運営委員 10 名以内
- 4. 会計監査 2名

(役員の任務)

第15条 役員は以下の任務を遂行する。

- 1. 共同代表は、本会を代表し、助け合って会務を統括する。
- 2. 事務局長は、実務一般の統括にあたる。
- 3. 運営委員は、共同代表、事務局長と連携して団体の運営にあたる。
- 4. 会計監査は、団体の会計監査にあたる。
- 5. 共同代表、事務局長が任務を遂行できなくなったときは、運営委員会の決定により運営委員が任務 を代行する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員の解任)

第17条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合には、運営委員会の決定の後、総会の議決に基づいて解任することができる。

#### 第4章 会議

(総会)

第18条 総会は、会員を持って構成し、この規約で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算その他この団体の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、議長は、出席会員の中から選出する。

- 2. 通常総会は、運営委員会が招集し、毎年1回開催する。
- 3. 臨時総会は必要に応じて運営委員会が招致するほか、正会員の3分の1の要請により、開催することができる。

(定足数)

第20条 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は、原則として毎月1回開催するものとし、年次通常総会で可決された事項、および、その 他総会議決を要しない会務の執行に関する事項を協議、合意の上で遂行する。

### 第5章 会計

(会計及び管理)

第23条 会計は、会費、寄付金収入、助成金収入、事業に伴う収入、その他の収入を持って構成し、運営委員会がこれを管理する。

(事業活動計画、予算、暫定予算及び収支決算)

第24条 事業活動計画及び収支予算は、毎事業年度、運営委員会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第25条 この団体の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 第6章 解散及び規約の変更

(解告)

第26条 総会の議決により、この団体が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(規約の変更)

第27条 この規約は、総会において議決を得、変更することができる。

### (雑則)

第28条 この規則の施行について必要な事項は、この規則で定めるものを除き、運営委員会の議決を経て別に定める。

### (附則)

- 1. 規約制定 2007年1月20日
- 2. 規約改正、2012年3月1日から施行する。
- 3. 規約改正、2019年2月16日から施行する。ただし、共同代表制については、2020年の総会で振り返る。

## 議決 6 2020 年度 役員

共同代表 伊藤 みどり(改選)

共同代表 ナガノ ハル (非改選) お休み

事務局長 佐野 佳子 (新規☆)

運営委員 飯島 裕子 (改選)

運営委員 片岡 紀子 (改選)

運営委員 小園 弥生 (改選)

運営委員 金 美珍 (改選)

運営委員 小林 蓮実 (非改選)

運営委員 佐崎 和子 (改選)

運営委員 田中 . 富美子(新規☆)

会計監査 浅井真由美 (改選)

会計監査 田中かず子 (改選)

### ※任期は2年

退任の方、坂本澄子さん、鈴木ちあきさん、お疲れさまでした!

### ◎参考資料 ACW2 中期ビジョン

(1) ディーセント・ワークは企業内の労働のみならず、 すべての労働に適用されるようにし、労働概念の見直しを主張します。

「ディーセントワーク」(以下 DW)は現在日本の行政でも取り上げられるようになりました。しかし、それは「日本再生戦略」(※)の枠組みにおいてです。

私たちは ILO(国際労働機構)が打ち出した人権とジェンダー平等に基づいた DW の実現に向けて取り組みます。DW は企業内の労働のみならず自営業・家事労働等「すべての労働」にあてはまるものだからです。

そもそも、私たちの社会の「労働」は、「大企業ホワイトカラー男性正社員」の働き方が、いまだに基準となっています。この基準を変え、女性の労働、とりわけ女性の半数以上の働き方である非正規労働と呼ばれる働き方において、まっとうな生活が出来る社会の実現を目指します。

#### ※日本再生戦略

閣議で発表された〈新成長戦略「元気な日本」復活のシナリオ(2010年6月発表)〉 http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf によると、

「雇用の安定・質の向上と生活不安の払拭が、内需主導型経済成 長の基盤であり、雇用の質の向上が、企業の競争力強化・成長へとつな がり、その果実の適正な分配が国内消費の拡大、次の経済成長」のために「ディーセント・ワーク(人間らしい働きがいのある仕 事)」の実現に向けると書かれている。

#### (2) 男女雇用機会均等における〈平等〉の見直しを行います。

●男女雇用機会均等法が施行されて四半世紀ですが、女性の非正規労働者は半数を超え、いわゆるまともな労働状況に置かれているとはいえません。

「雇用機会均等」の発想は、スタートを同じにすることが〈平等〉であり、スタートさえ同じにすれば、 あとは競争をよしとする思想でした。しかし私たちがこの四半世紀で学んだ事は、競争主義に巻込まれ たときに、格差が広がるということではないでしょうか?人を蹴落とさない働き方、生き方が出来るた めの〈平等〉を実現させるため、男女雇用機会均等における〈平等〉の見直しを行います。

(3) 過労死や働き過ぎによる健康被害の甚大さを明らかにし、

社会環境作りおよび社会への責任を問うために、

ILO条約第1号を批准しうる社会の実現を目指します。

日本はいまだに、「労働時間(工業)条約」と呼ばれる ILO 第 1 号および「労働時間(商業・事務所)条約」第 3 0 号のどちらの条約も批准していません。これら 2 つの条約はどちらも「1 日 8 時間、1 週 4 8 時間を超えてはならない」と定めた有名な条約です。 本来生活するために働くはずが、むしろ働く事によって健康を害し、「過労死」と呼ばれる「死」すら招く事態にあります。この本末転倒な状況を改善していくための社会環境作りに努力し、社会の責任を明らかにしていきます。

### (4)性別役割分業をなくしてゆくために、企業横断的な 同一価値労働同一賃金を目指します。

「性別役割分業」は賃労働と家事労働という二分法だけではありません。たとえば、企業内の労働も「性別役割分業」が浸透しています。

たとえばおおむね総合職(転勤などのある仕事)は男性、一般職(事務等を担い、転勤はない)は女性と分かれているのが実情です。

職種別の給与平均を見れば、あきらかに、男性が多く務める職種(金融、メーカー等)が高い給与をもらっている一方で、女性が多く務める職種(サービス業・福祉等)が低い給与であるという事態も生じています。

企業横断的同一価値労働同一賃金を確立し、賃労働・家事労働両方において、性別役割分業をなくす 事こそが、女性の貧困をなくすための重要な課題の一つなのです。

### (5) 男性主軸の現状の労働運動に対し、女性たちの参加しやすい労働運動を 具体的に提案していきます。

労働問題についての活動は、労働組合および労働組合以外においても、いまだに男性主軸です。その結果、 しばしば女性へのセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントが頻発しています。その状況を打破するべく、 女性ユニオンが誕生しましたが、いまなお、この状況は大きく変わってはいません。

労働組合全体の組織率が低下している現在こそ、男性中心の労働組合のありようを見直し、女性、セクシュアルマイノリティ、移住労働者、障がい者など、さまざまな立場の人たちが活動しやすい仕組み作りを目指します。 そして既存の労働組合も含めて労働問題への多様なアプローチを模索し、提案します。

また、教育ワークショップ等に力を入れ、外側の問題のみならず、自分たちの組織の中のハラスメント等の問題にも取り組むことができるよう、自覚を促していくやり方を学びます。

### (6) 右肩上がりの経済前提ではない、豊かな生活(ディーセントライフ)の 実現を目指します。

私たちの社会の価値観は「勤勉」をよしとしていますが、その勤勉さとは基本的には、命を支える営みというよりは、自然環境や第一次産業を軽視し、つぶし、右肩上がりの経済を支える仕事をすることで、承認される性質のものでした。

さらには「そのような社会の中で成功したのは勤勉だからだ」と、既存の社会における優位な立場を、個人の努力のためのみであると考えさせるように「勤勉」という言葉を利用してきました。

私たちは右肩上がりの経済を前提とせず、勤勉さを企業の経済成長へと搾取されることのない生き方を目指します。ディーセントワークは企業内労働だけをさすものではなく、すべての労働を指すと前述しました。このように労働概念をまっとうなものに変革する事によって、生活スタイルもディーセントなものへと変革をしていくことを目指します。いつでも学び直したいときに学び直し、安心して失業できる社会、どんな立場であっても、一人一人が必要最低限の健康で文化的な生活が送れる権利が守られ、またその権利を守る事が「仕事」であるような社会を目指します。